

地方公共団体財政健全化法に係る 健全化判断比率などの状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、本町においても平成24年度決算について算定した財政指標について、広報紙と町のホームページにより数値を公表します。

また、平成20年度から義務付けられた計画策定に係る早期健全化基準や財政再生基準については、平成24年度決算数値においては基準内の数値となっています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
弟子屈町の数値	—(※)	—(※)	14.5%	108.5%	—(※)
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%	(経営健全化基準) 20.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%		

※ 実質赤字比率は-1.81%、連結実質赤字比率は-4.81%と算定されていますが、国からの通知により赤字比率がマイナスとなる場合は「-」で表示することとなっているため表記のとおりとします。また、連結実質赤字比率の中に含まれる公営企業会計(水道事業会計・下水道事業特別会計)に係る資金不足比率においても、それぞれ-64.7%、-0.4%となっていますが、同じく「-」で報告をしています。

【早期健全化基準および財政再生基準とは？】

財政の早期健全化基準を超えてしまった場合は、財政健全化計画を策定し、数値が基準内となるように自主的な改善努力を行うこととなります。具体的には事業を縮小したり、収入増のため町民の皆さんに使用料や手数料の値上げによる負担をお願いすることなどが考えられます。

財政の再生基準を超えてしまった場合は、国などの関与による確実な財政再生を行うこととなります。財政健全化計画の策定はもちろんのこと、地方債の借入れも制限され、新たな事業を行うことは難しくなります。また、国などの指導による再生となるため、町民の皆さんの相当な負担増が予想されます。平成23年度決算では、全国で夕張市だけが財政再生基準を超えています。

【今後の見通し】

現在のところ本町においては、上の表のとおり早期健全化基準等を超えておらず、今後についても基準を超えることは想定されていません。しかし、財政状況が非常に厳しい状態であることには変わりがないため、引き続き徹底した歳出削減、歳入確保に努めていく必要があります。

問い合わせ先／役場まちづくり政策課財政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

オータムジャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて 3億9,000万円!

◆発売期間／10月11日(金)まで
※売り切れ次第、発売終了
◆抽選日／10月18日(金)

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。

問い合わせ先／役場まちづくり政策課財政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)



第64回弟子屈町総合文化祭

展示部門／公民館 10月18日(金)～11月3日(日) 9時～17時 各最終日は16時まで 華道最終日は17時まで

日程	場所	団体名
10月18日(金)～10月22日(火)	1階ロビー	グループホーム家路、グループホームあったか家、デイケアセンターたこ八、社会福祉法人てつなぎ
	講堂	香墨弟子屈習字勉強会、絵手紙摩周湖、摩周多夢窯、弟子屈郵便局
10月19日(土)～10月20日(日)	研修室	華道正光未生流、池坊リラの会
10月24日(木)～10月28日(月)	1階ロビー	町立弟子屈養護老人ホーム倅和園、弟子屈町老人デイサービスセンター
	研修室	摩周焼陶芸教室
10月29日(火)～10月31日(木)	講堂	ビタミン教室、布絵本そよかぜ、弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会、摩周フラワーマスター協会、きずなのなかま達、個人展
	1階ロビー	弟子屈菊同好会
10月30日(水)～11月3日(日)	研修室	おひさま保育園
	講堂	手編みサークル、木綿美キルトグループ、弟子屈短歌会、創作人形Youの会、アートフラワーマーガレット同好会、ステンシル ポタニカル アソシエーション

芸能部門／摩周観光文化センターアリーナ 10月27日(日) 10時開会

団体名
午前の部 弟子屈小学校吹奏楽少年団、弟子屈高校・弟子屈中学校合同バンド、弟子屈町文化協会(月の摩周)、摩周蝦夷太鼓保存会、奥春別小学校(弟子屈町指定無形文化財鮫獅子舞)、しらかば合唱会、生田流琴友会、弟子屈宝生会、美留和フラダンス同好会
午後の部 川湯ばやし保存会、川湯中学校川湯ばやし同好会、弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会、聖月流川湯支部、東・北海道岳風会北釧路支部、総合舞踊ゆかり会・舞踊サークル「華」合同、桜祐二歌謡学園・摩周さくら歌謡教室、I & Mバトンスタジオ、リコーダーを楽しむ会、摩周丘幼稚園、弟子屈摩周湖民謡会、バントワラー弟子屈教室少年団、弟子屈町文化協会(弟子屈音頭)

ダンスのタベ／社会老人福祉センター 10月13日(日) 18時30分から 参加費500円

問い合わせ先／町教育委員会社会教育課社会教育係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 8 (課直通)

子ども・子育て会議委員を募集します

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」による、新たな子ども・子育て支援制度が平成27年度から開始される予定となっています。

新制度では、国が定める基本指針に即し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられ、計画の策定には、子どもの保護者や子育て支援に関わる方の意見を反映することが求められています。また、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況などを調査審議する機関として、各自治体に子ども・子育て会議を設置することも望まれています。

本町では「弟子屈町子ども・子育て会議条例」を制定し、子ども・子育て会議の設置に向けた準備を行っています。会議の委員を次のとおり募集します。

- ▶ 募集人数／1人(会議は12人で構成。他の委員は、幼稚園や保育園保護者の会など、関係団体の推薦により選考)
- ▶ 応募資格／平成25年10月1日現在、弟子屈町民であり、満13歳未満の児童の保護者であること。
- ▶ 任期／2年間(会議は年数回程度の予定)
- ▶ 報酬・費用弁償／条例に基づき支給。
- ▶ 応募方法／応募用紙に必要事項を記入の上、郵送かファクス、電子メール、福祉こども課・川湯支所への持参により提出してください。応募用紙は福祉こども課・川湯支所で配布するほか、町ホームページ(<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>)からもダウンロードできます。
- ▶ 受付期間／10月1日(火)～10月31日(木)(必着)(持参の場合の受付時間／平日の8時45分～17時30分)
- ▶ 決定方法／応募者多数の場合、公募委員選考委員会で書類審査により選考します。
- ▶ 決定通知／応募者に書面で通知します。

応募・問い合わせ先
役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通) ☎ 4 8 2 - 2 6 9 6
〒088-3292 メール kodomo@town.teshikaga.hokkaido.jp